

米原市自治基本条例推進委員会(平成25年10月21日)

自治基本条例の役割

同志社大学政策学部
大学院総合政策科学研究科教授
今川 晃

なぜ、ルールが必要か？

◎人間関係の疎遠化→「もやい直し」をもう一度

違いを認め合い、人間関係の再生を！

→条例第6条(多様性の尊重): 基本的人権、合併後の相互尊重

◎多様な課題解決への挑戦→誰が担うのが、

豊かな地域形成につながるか？

(^^♪

「新しい公共」「協働」

そのために、私たち市民は、自治会は、行政は、議会は・・・

どう変われば良いか？

相互にどんな関係にあるのが良いか？

→条例第12条(協働): 市民活動の自主性、参加・参画・協働のルール

◎地方分権→この国の仕組みが変わりました。

補完性の原理: 私たちが起点です。

→条例前文・第1条: 自主・自立の理念

市民に期待すること ①

- ◎人間関係が疎遠・モラルが無い
- ◎NPO・ボランティア団体数増えているけど、自治会活動に参加しない等、無関心市民も多いどうしますか？
- ◎逆に。これまでいっぱい活動してきたのに、これ以上は無理？

↓ (?_?)

気づきの提供：地域情報や行政情報はわかりやすく

→ 条例第14条（情報の整備、公開および提供）

相互の学習効果：交流の機会を増やす

コミュニティの活性化

いろいろな立場の人が協議・協働

→ 条例第2, 4, 8, 12条（市民主権、協働等）

市民に期待すること②

いろいろな立場の人が協議する場

→市民自治組織

地域課題解決のために、
手をつなごう(話し合いの協働)

→条例第10、24条(市民自治組織):地域創造会議

↓(^。^)y-。○○

自治会の役割は依然として大きいが……………

:自治会で解決できること
解決できないこと

必要があれば、NPO等と連携
他の自治会と連携



強みを活かし、弱みを支え合うこと……………

多様な市民活動団体、文化団体、大学等

そこで、地域で公共的活動として動く主体が必要→ではどう活性化させるか？

市民に期待すること③

抜き差しならない問題が起こった時、市民はどうするか？：条例第17条(市民投票)

- **高浜市住民投票条例(常設型)：住民投票の請求及び発議**

第3条 第11条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

5 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、高浜市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

- ・ **非常設型:住民投票を実施するためにはその都度条例化**

箕面市市民参加条例(市民投票の実施)

第八条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

- ・ **住民投票慎重型(市民参加条例等で規定せず。住民投票よりも、市民参加の充実が先)**

芦屋市市民参画・協働推進条例で規定せず

自治体政府を創る

議員、公務員すべて人も減らし、報酬は安くすべき？

それだけでいいの？

↓ (?_?)

その根拠は？ 財政難

でも、民主主義を支え、私たちの生活を守る重要な役割を果たすもの。

では、それぞれにどんな役割を期待しますか？

自治基本条例を読んで、それぞれの役割を考えてみませんか？

→条例第6章(まちづくりの姿勢、倫理規範の確立、議会の責務、議員の責務。市長の責務、職員の責務)

そして、みんなのルール(自治基本条例)をより効果のあるものにするために、 みんなで育てる自治基本条例に！

→条例第28条(米原市自治本条例推進委員会の設置等)